

個人情報保護審議会の審議状況

神奈川県個人情報保護審議会は、附属機関の設置に関する条例によって設置され、平成2年10月1日の神奈川県個人情報保護条例の全面施行に先だち、同年4月、会長に成田頼明横浜国立大学教授（現横浜国立大学名誉教授）を選出し、学識経験者、県民各界代表者等15名により発足しました。審議会委員の任期は2年であり、平成16年4月には、第8期の委員として12名が再任、3名が新任され、会長に兼子仁東京都立大学名誉教授を選出しました。

審議会には、 県の実施機関が保有する個人情報に係る事案について専門的に審議する県保有部会、 事業者の保有する個人情報の取扱いに係る事案について専門的に審議する民間保有部会、

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護について審議する住基部会（平成14年9月12日設置）及び 個人情報保護制度の充実について審議する制度検討部会（平成15年7月17日設置）の4部会が置かれています。

平成17年度は、審議会（全体会）6回、県保有部会7回及び民間保有部会6回が開催され、取扱い制限事項の取扱い（条例第6条）、本人外収集（条例第8条）、目的外提供（条例第9条）、オンライン結合による提供（条例第10条）、自己情報の取扱いの是正（改正前の条例第26条）、個人情報の取扱業務の登録（条例第48条）及び登録事項の変更（条例第51条）についての答申が行われました。また、実施機関に関する個人情報取扱事務の登録（条例第7条）等について、各実施機関からの報告に基づいて審議が行われました。

1 審議会の開催状況

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 6 0 回 全 体 会	平成17年 5月12日(木)	1 条例第8条の規定に基づく本人外収集及び条例第9条の規定に基づく目的外提供に係る諮問の取り下げについて 2 条例第8条の規定に基づく本人外収集に係る諮問について 3 条例第10条の規定に基づくオンライン結合による提供に係る諮問について 4 条例第7条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について 5 条例第48条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る諮問について
第 7 4 回 県 保 有 部 会	5月12日(木)	1 条例第10条の規定に基づくオンライン結合による提供に係る諮問について 2 条例第7条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について
第 9 9 回 民 間 保 有 部 会	5月12日(木)	1 条例第48条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る諮問について

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 6 1 回 全 体 会	平成 1 7 年 7 月 1 4 日(木)	1 改正前の条例第 2 6 条の規定に基づく自己情報の取扱いの是正に係る諮問について 2 条例第 8 条の規定に基づく本人外収集に係る諮問について 3 条例第 7 条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について 4 条例第 4 8 条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る諮問について
第 7 5 回 県 保 有 部 会	7 月 1 4 日(木)	1 改正前の条例第 2 6 条の規定に基づく自己情報の取扱いの是正に係る諮問について 2 条例第 7 条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について
第 1 0 0 回 民 間 保 有 部 会	7 月 1 4 日(木)	1 条例第 4 8 条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る諮問について
第 6 2 回 全 体 会	9 月 8 日(木)	1 改正前の条例第 2 6 条の規定に基づく自己情報の取扱いの是正に係る諮問について 2 条例第 8 条の規定に基づく本人外収集に係る諮問について 3 条例第 1 0 条の規定に基づくオンライン結合による提供に係る諮問について 4 条例第 7 条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について 5 条例第 4 8 条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録等に係る諮問について
第 7 6 回 県 保 有 部 会	9 月 8 日(木)	1 改正前の条例第 2 6 条の規定に基づく自己情報の取扱いの是正に係る諮問について 2 条例第 1 0 条の規定に基づくオンライン結合による提供に係る諮問について 3 条例第 7 条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について
第 1 0 1 回 民 間 保 有 部 会	9 月 8 日(木)	1 条例第 4 8 条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録等に係る諮問について

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 6 3 回 全 体 会	平成 1 7 年 1 1 月 1 0 日 (木)	1 条例第 1 0 条の規定に基づくオンライン結合による提供に係る諮問について 2 条例第 6 条、第 8 条、第 9 条及び第 1 0 条の規定に基づく個人情報の取扱いに係る諮問について 3 条例第 7 条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について 4 条例第 4 8 条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る諮問について
第 7 7 回 県 保 有 部 会	1 1 月 1 0 日 (木)	1 条例第 1 0 条の規定に基づくオンライン結合による提供に係る諮問について 2 条例第 6 条、第 8 条、第 9 条及び第 1 0 条の規定に基づく個人情報の取扱いに係る諮問について 3 条例第 7 条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について
第 1 0 2 回 民 間 保 有 部 会	1 1 月 1 0 日 (木)	1 条例第 4 8 条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る諮問について
第 7 8 回 県 保 有 部 会	1 2 月 2 2 日 (木)	1 条例第 6 条、第 8 条、第 9 条及び第 1 0 条の規定に基づく個人情報の取扱いに係る諮問について 2 条例第 9 条の規定に基づく個人情報の目的外提供に係る諮問について
第 6 4 回 全 体 会	平成 1 8 年 1 月 1 2 日 (木)	1 条例第 6 条、第 8 条、第 9 条及び第 1 0 条の規定に基づく個人情報の取扱いに係る諮問について 2 条例第 9 条の規定に基づく個人情報の目的外提供に係る諮問について 3 条例第 7 条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について 4 条例第 4 8 条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る諮問について
第 7 9 回 県 保 有 部 会	1 月 1 2 日 (木)	1 条例第 9 条の規定に基づく個人情報の目的外提供に係る諮問について 2 条例第 7 条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について
第 1 0 3 回 民 間 保 有 部 会	1 月 1 2 日 (木)	1 条例第 4 8 条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録に係る諮問について

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 6 5 回 全 体 会	平成 1 8 年 3 月 1 7 日 (金)	1 条例第 1 0 条の規定に基づくオンライン結合による提供に係る諮問について 2 条例第 7 条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録に係る報告について (公安委員会及び警察本部長分) 3 条例第 7 条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について 4 条例第 4 8 条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録等に係る諮問について 5 条例第 9 条の規定に基づく個人情報の目的外提供に係る諮問について 6 条例第 9 条の規定に基づく個人情報の目的外提供に係る諮問について
第 8 0 回 県 保 有 部 会	3 月 1 7 日 (金)	1 条例第 1 0 条の規定に基づくオンライン結合による提供に係る諮問について 2 条例第 9 条の規定に基づく目的外提供に係る諮問について 3 条例第 7 条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録に係る報告について (公安委員会及び警察本部長分) 4 条例第 7 条の規定に基づく個人情報取扱事務の登録等に係る報告について
第 1 0 4 回 民 間 保 有 部 会	3 月 1 7 日 (金)	1 条例第 4 8 条の規定に基づく個人情報取扱業務の登録等に係る諮問について

2 審議会の審議状況

(1) 実施機関の保有する個人情報に関する審議状況

ア 平成17年4月22日付け子教第22号で教育委員会から諮問された条例第8条第3項に基づく個人情報の本人外収集について、第60回、61回及び62回全体会において審議しました。

諮問の内容は、教育委員会において、児童・生徒が逮捕及び身柄通告された事案、児童・生徒が違法行為を繰り返している事案及び児童・生徒の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要がある事案に関する当該児童・生徒の個人情報を、警察から収集する「児童・生徒指導事務」について、本人外収集を認めようとするものです。

審議の結果、票決により決することとなり、賛成多数（投票総数12票、賛成8票、反対3票、棄権1票）で、条件を付した上で、諮問の内容は、適当である旨答申（第186号）しました。

イ 平成17年4月26日付け情公第4号で知事から諮問された条例第10条に基づくオンライン結合による提供について、第74回県保有部会及び第60回全体会において審議しました。

諮問の内容は、知事において、入札手続きをインターネットにより行う「電子入札に関する事務」について、かながわ電子入札共同システムの参加市町村及び一部事務組合へのオンライン結合による個人情報の提供を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第180号）しました。

ウ 平成17年4月26日付け情公第5号で知事から諮問された条例第10条に基づくオンライン結合による提供について、第74回県保有部会及び第60回全体会において審議しました。

諮問の内容は、知事において、県税、使用料及び手数料等の収入手続きをインターネットにより行う「県税、使用料及び手数料などの収入手続」を類型化し、一定の要件を満たす場合には、個別の事務事業ごとに審議会へ諮問を行うことなく、金融機関へのオンライン結合による個人情報の提供を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第181号）しました。

エ 平成17年6月30日付けで教育委員会から諮問された改正前の条例第26条に基づく自己情報の取扱いの是正の申出の処理について、第75回及び76回県保有部会並びに第62回全体会において審議しました。

諮問の内容は、教育委員会において、卒業式で国歌斉唱時に教員が起立したか否かを調査したことが、条例第6条により取り扱いが制限されている思想・信条の収集に当たるとして申出があった自己情報の取扱いの是正について、格別の是正の手続きはとらないとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨、答申（第185号）しました。

オ 平成17年9月1日付け情公第10号で知事から諮問された条例第10条に基づくオンライン結合による提供について、第76回県保有部会及び第62回全体会において審議しました。

諮問の内容は、知事において、県公報の内容をインターネットにより公表する「神奈川県公報発行事務」について、県民等のインターネット利用者へのオンライン結合による個人情報の提供を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第187号）しました。

カ 平成17年11月1日付け神議第59号で議会から諮問された条例第10条に基づくオンライン結合による提供について、第77回県保有部会及び第63回全体会において審議しま

した。

諮問の内容は、議会において、本会議録、予算委員会記録及び決算特別委員会記録をインターネットにより公表する「議会検索システムに関する事務」について、県民等のインターネット利用者へのオンライン結合による個人情報の提供を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第188号）しました。

キ 平成17年11月1日付け神議第60号で議会から諮問された条例第10条に基づくオンライン結合による提供について、第77回県保有部会及び第63回全体会において審議しました。

諮問の内容は、議会において、定例会本会議の様態をインターネットによりライブ中継及び録画放送する「インターネット議会中継に関する事務」について、県民等のインターネット利用者へのオンライン結合による個人情報の提供を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第189号）しました。

ク 平成17年11月10日付けで公安委員会から諮問された、条例第6条に基づく取扱い制限事項に関する個人情報の取扱い、条例第8条第3項に基づく個人情報の本人外収集及び条例第8条第5項に基づく本人通知の省略について、第77回、第78回及び第79回県保有部会並びに第64回全体会において審議しました。

諮問の内容は、公安委員会において、各種の陳情、要望等を受け付ける「苦情取扱事務」を類型化し、一定の要件を満たす場合には、個別の事務事業ごとに審議会へ諮問を行うことなく相談者等の思想、信条、宗教等の個人情報の取扱い、本人以外からの個人情報の収集及び本人外収集した場合の本人通知の省略を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第191号）しました。

ケ 平成17年11月10日付けで警察本部長から諮問された、条例第6条に基づく取扱制限事項に該当する個人情報の取扱い、条例第8条第3項に基づく個人情報の本人外収集及び条例第8条第5項に基づく本人通知の省略、条例第9条第1項に基づく個人情報の目的外提供及び条例第9条第2項に基づく本人通知の省略並びに条例第10条に基づくオンライン結合による個人情報の提供に係る34の事務について、第77回、第78回及び第79回県保有部会並びに第64回全体会において審議しました。

諮問の内容は、警察本部長において、34の事務を類型化し、一定の要件を満たす場合には、個別の事務事業ごとに審議会へ諮問を行うことなく取扱制限に該当する個人情報の取扱い等を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第192号）しました。

コ 知事を始めとするすべての実施機関から諮問（知事については、平成17年12月13日情公第17号）された、条例第9条に基づく個人情報の目的外提供について、第78回及び第79回県保有部会並びに第64回全体会において審議しました。

諮問の内容は、知事を始めとするすべての実施機関において、保有する個人情報（教育委員会にあっては児童・生徒の個人情報を除く。）を犯罪の捜査等のために、公安委員会、警察本部長、警察庁、他の都道府県公安委員会並びに警視總監及び他の道府県警察本部長に提供する「警察への情報提供に関する事務」について、一定の要件を満たす場合には、個別の事務事業ごとに審議会へ諮問を行うことなく提供することを認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第193～204号）しました。

サ 平成18年3月9日付け情公第29号で知事から諮問された条例第10条に基づくオンライン結合による提供について、第80回県保有部会及び第65回全体会において審議しました。

諮問の内容は、知事において、介護支援専門員の個人情報を「介護保険事業者及び介護支

援専門員管理システム」により厚生労働省に提供する「神奈川県介護支援専門員名簿登録事務」について、オンライン結合による個人情報の提供を認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第206号）しました。

シ 平成18年3月9日付け総第277号で教育委員会から諮問された条例第9条に基づく個人情報の目的外提供について、第80回県保有部会及び第65回全体会において審議しました。

諮問の内容は、教育委員会において、保有する児童・生徒の個人情報（平成18年3月9日付け子教代170号をもって教育委員会から諮問された目的外利用・提供の該当案件を除く。）を犯罪の捜査等のために、公安委員会、警察本部長、警察庁、他の都道府県公安委員会並びに警視総監及び他の道府県警察本部長に提供する「警察への情報提供に関する事務」について、一定の要件を満たす場合には、個別の事務事業ごとに審議会へ諮問を行うことなく提供することを認めようとするものです。

審議の結果、諮問の内容は、適当である旨答申（第207号）しました。

(2) 事業者の保有する個人情報に関する審議状況

条例第48条の個人情報の取扱業務の登録及び条例第51条の登録事項の変更について、計6回の諮問が知事からあり、民間保有部会で審議され、審議結果が全体会に報告されました。

審議の結果、事業者の業務登録に係る156事業者、250業務について、すべて登録可とする答申（第182号ほか5件）を行い、この答申を受けて、業務の登録及び登録事項の変更が行なわれました。

なお、審議会から出された答申文の概要等については、資料編に掲載しました。

神奈川県個人情報保護審議会委員名簿

氏名	現職	部会	備考
岡本裕美	神奈川県立高等学校PTA連合会副会長	県 住基	
小野一恵	神奈川県消費者団体連絡会幹事	民間	
小幡純子	上智大学大学院教授	県 住基 制度	
柏木教一	日本労働組合総連合会神奈川県連合会副事務局長	民間	
兼子仁	東京都立大学名誉教授	住基 制度 (県:陪席者)	会長
木原英和	神奈川県商工会議所連合会常務理事	民間	
久保博道	弁護士(横浜弁護士会所属)	民間	
塩入みほも	駒澤大学法学部助教授	県 住基 制度	
円谷峻	横浜国立大学大学院教授	民間 制度	
藤井稔	(株)神奈川新聞社論説主幹	県 住基	
保坂正和	(社)日本ダイレクト・メール協会事務局長	民間	
堀部政男	中央大学大学院教授	民間 制度 (住基:助言者)	副会長
山田登美夫	愛川町長	県 住基	
山中博子	神奈川県地域婦人団体連絡協議会会長	県 住基	
米倉孝治	(社福)神奈川県社会福祉協議会事務局長	県 住基	

(50音順、平成18年3月31日現在)

県：県保有部会、民間：民間保有部会、住基：住基部会、制度：制度検討部会

：部会長、：部会長職務代理者

任期 平成16年4月1日～平成18年3月31日

(表 - 13)

神奈川県個人情報保護審議会への諮問事案件数等整理表

(平成2年4月1日～平成18年3月31日現在)

区分 実施機関	県保有関連案件															民間保有関連案件			住 基 関 連 案 件	制 度 の 充 実		
	6条		8条			9条			10条			計	旧 26条 是 正 の 申 出	47条	48条		51条					
	取扱制限 事項		本人外収集			目的外利用 ・提供			オンライン 結合					個人 情報 取 扱 の 指 針	業務登録数		登録 業務 変 更					
	類 型	個 別	類 型	個 別	本人 通知 省略 類型	類 型	個 別	本人 通知 省略 類型	類 型	個 別	変 更	類 型	個 別		変 更	本人 通知 省略 類型		諮 問 件 数			諮 問 し た 登 録 業 務	
知事	7	17	11	34	4	8	22	4	4	9	2	30	82	2	8	1	3	104 (6)	[件数] 14,516 (172) [事業者数] 8,365 (271)	8 (2)	1	1
議会	6	1	7	2	2	8 (1)	-	4	1 (1)	3 (2)	-	22 (2)	6 (2)	-	6	-						
公営企業 管理者	6	-	7	9	4	8 (1)	4	4	3	2	-	24 (1)	15	-	8	-						
病院事業 管理者	7	4	11	7	4	8 (1)	-	4	4	-	-	30 (1)	11	-	8	-						
教育 委員会	7	4	11	11 (1)	4	8 (1)	1 (1)	4	4	4	1	30 (1)	20 (2)	1	8	4 (1)						
人事 委員会	6	-	7	2	2	8 (1)	-	4	3	1	-	24 (1)	3	-	6	-						
監査 委員	4	-	8	4	2	6 (1)	-	2	1	1	-	19 (1)	5	-	4	-						
公安 委員会	1 (1)	-	1 (1)	-	1 (1)	-	-	-	-	-	-	2 (2)	-	-	1 (1)	-						
警察 本部長	9 (9)	2 (2)	11 (11)	1 (1)	4 (4)	10 (10)	-	4 (4)	1 (1)	1 (1)	-	31 (31)	4 (4)	-	8 (8)	-						
労働 委員会	7	-	11	1	4	8 (1)	-	4	1	-	-	27 (1)	1	-	8	-						
選挙管理 委員会	7	-	11	2	4	8 (1)	-	4	3	2	-	29 (1)	4	-	8	-						
収用 委員会	7	-	11	2	4	8 (1)	-	4	1	-	-	27 (1)	2	-	8	-						
海区漁業 調整委員会	7	-	11	1	4	8 (1)	-	4	1	1	-	27 (1)	2	-	8	-						
内水面漁場 管理委員会	7	-	11	1	4	8 (1)	-	4	1	-	-	27 (1)	1	-	8	-						
合 計	88 (10)	28 (2)	129 (12)	77 (2)	47 (5)	104 (22)	27 (1)	50 (4)	28 (2)	24 (7)	3	349 (46)	156 (12)	3	97 (9)	5 (1)	3	104 (6)	[件数] 14,516 (172) [事業者数] 8,365 (271)	8 (2)	1	1

注 括弧内の数字は平成17年度の件数で、合計は述べ数です。

制度の普及活動

1 県民、事業者への広報活動

(1) 県民に対する意識啓発

個人情報保護制度が、県民の間に十分に浸透し、着実に普及して行くためには、県民に対する意識啓発のための広報活動が重要であると考え、積極的に広報活動を行いました。また、個人情報保護条例においても、第3条で実施機関は、個人情報の保護の重要性について県民及び事業者の意識啓発に努めなければならないことが特に明記されています。

平成17年度の広報活動としては、啓発ポスターを県内の行政機関や駅等に掲示したほか、「神奈川県ホームページ」等の広報媒体を利用し、制度の概要や運用状況、事業者の業務登録制度やPDマークの紹介を行い、県民の皆さんへの意識啓発を図りました。

また、平成17年4月の個人情報保護法の全面施行を受け、内閣府作成の国民向け、事業者向けそれぞれのパンフレットを配布するとともに、個人情報取扱事業者の義務や苦情処理の仕組みを載せた啓発パネルの展示を県政情報センターや地域県政総合センター県政情報コーナーで行いました。

(2) 事業者に対する意識啓発

情報化が進み、さまざまな情報が大量かつ迅速に処理されるようになった今日、個人情報の不適正な取扱いによる県民の権利侵害を引き起こさない事業活動を展開していくためには、事業者の方々が個人情報保護の必要性を認識して、積極的に個人情報の保護に取り組むことが重要です。

県は、事業活動における個人情報保護の推進を図るため、条例で、「事業者が保有する個人情報の取扱いに関する指針」の作成、公表や個人情報取扱業務の登録制度を定めています。これらの施策を事業者の方々に理解していただき、県の登録制度を適正に運営するとともに、指針に基づき個人情報が取り扱われるよう、事業者の方々への意識啓発を行いました。

個人情報取扱業務の登録制度については、登録を希望される個々の事業者に対して日常的に制度の説明を行うとともに、登録制度とPDマークの紹介を神奈川県ホームページを活用して広報を行いました。具体的には、県のホームページ「かながわの個人情報保護制度」の中に「個人情報に関する情報コーナー」を設け、登録事業者以外の方々に対しても参考となる情報をご覧いただけるようにするなどしています。

また、個人情報保護制度が事業者の方々に普及していくため、個人情報を取り扱う事業者団体と県とで構成する個人情報保護推進会議をはじめとする各種会議等の機会をとらえて、県の施策について説明を実施しました。

2 職員への意識啓発

個人情報保護制度の円滑な実施と統一的な運用を図るためには、職員の制度理解が必要不可欠です。

このため、「理解度チェックテスト」を活用した研修について、自治総合研究センター主催の新規採用職員研修（１回）、交流職員研修（１回）及び階層別研修（８回）の一課目として実施したほか、総務部行政事務監察担当主催の新任所属長等を対象とした事故防止研修（５回）においても同様の研修を実施しました。また、各部局等が実施する事故防止等の研修にも講師を派遣（計１９回）しました。

さらに職員課発行の「かもめ広場」に、具体的事例をあげて個人情報の適正な取扱いに関して解説記事等を掲載（５回）し、制度改正の動向に係る周知及び意識啓発を図りました。

3 個人情報保護啓発強調月間の実施

平成８年度に設定した「個人情報保護啓発強調月間」を平成１７年度も１０月に実施し、県民、事業者、職員を対象にした意識啓発を、様々な広報媒体を活用して効果的かつ多角的に推進しました。